

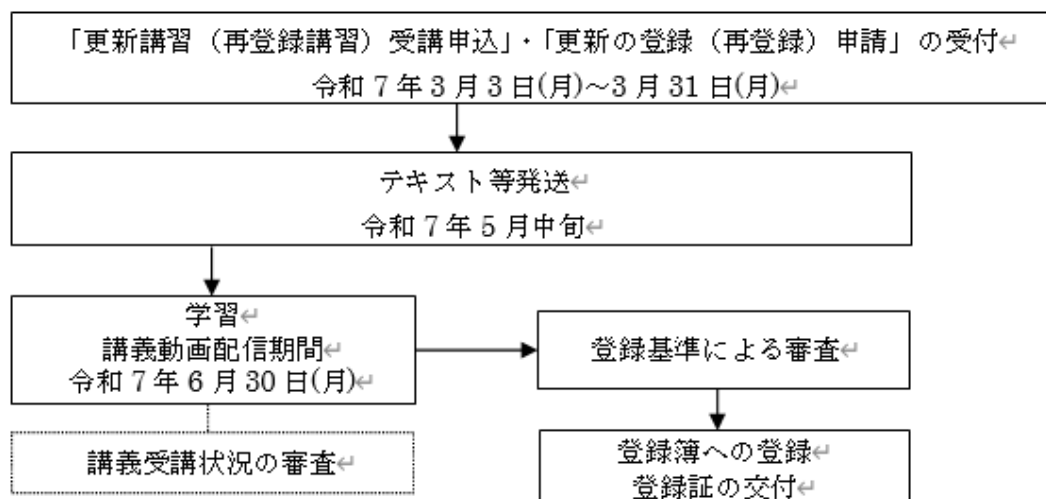
INTERIOR PLANNER

令和7年インテリアプランナー 更新講習・更新の登録(再登録)の案内

インテリアプランナー更新(再登録)講習については、原則として「配信動画の視聴による受講方式」で実施します。「配信動画の視聴による受講方式」とは、受講者がパソコン・スマートフォン・タブレット端末等により視聴期間内に当センターから配信される全ての講義動画を視聴する方式です。視聴期間内にいつでも視聴できます。

- 令和7年インテリアプランナー「更新講習」及び「更新の登録」については、登録の有効期間が令和7年9月30日までの方が対象となります。
- 登録の有効期間が満了して登録を抹消された方(登録の有効期間が令和6年9月30日以前までの方でインテリアプランナー更新講習を修了していない場合)については、令和7年インテリアプランナー「更新講習」修了後、登録の申請を行い、欠格事由に該当しなければ、「再登録」を受けることができます。
- インテリアプランナー資格の更新登録または再登録を受ける場合、インテリアプランナー「更新講習」の受講申込を行う必要があります。
- インテリアプランナー「更新講習」修了後、建築CPD情報提供制度の認定プログラム【3時間】として認定されます(当該制度参加者に限る)。

■スケジュール



1. 更新講習の内容

- ①更新講習は、当センターから送付されるテキストにより学習を行い、配信期間内に約3時間の講義動画を視聴します。
- ②講義動画は、受講者がパソコン・スマートフォン等を用いて視聴します。
- ③登録証の交付については、「3-2 登録証の交付」を参照してください。

2. 申込手続き

2-1. 申込の受付

- 受付期間 令和7年3月3日(月)～3月31日(月)
- 受付場所 (公財)建築技術教育普及センターHP内
インテリアプランナー申込案内サイト
- 申込方法 原則インターネット申込
- 注意事項
 - ・受講申込は、受付期間内に行ってください。
 - ・受講手数料の支払方法についてコンビニエンスストアまたはPay-easyを選択する場合、支払期日までに支払が完了していない場合、受講申込は無効となります。

2-2. 受講申込に必要なもの

- ① 前回のインテリアプランナー登録番号
- ② 顔写真データ(5MB以下かつファイル形式.jpg)
 - *氏名の変更がある場合、戸籍抄本または謄本(抄本・謄本に代わる個人事項証明書または全部事項証明書でも可)を併せて提出してください。

2-3. 手数料

更新講習受講手数料	16,500円(消費税込)
更新の登録手数料	5,500円(消費税込)
合計	22,000円(消費税込)

- 一度納付された受講手数料については、当センターの責により受講することができない場合を除いて返還しません。
- 更新講習未修了の場合または欠格事由等により更新の登録を受けられない場合、更新の登録手数料5,500円については返還します。

3. テキスト及び登録証の送付

3-1. テキストの発送

申込受付期間後、当センターにおいて申込内容の審査を行い、通過した申込者については令和7年5月中旬よりテキストを発送します。

令和7年5月29日以降テキストが届かない場合、インテリアプランナー問合せダイヤル（電話050-3645-8824）までご連絡ください。

3-2. 登録証の交付

講義動画配信期間後、当センターにおいて受講状況を確認して、令和7年8月1日（予定）に結果を通知します。修了者には併せて登録証を送付します。

4. インテリアプランナー登録

4-1. 登録の欠格事由

以下項目に該当する場合、登録を受けることができません。

- ①禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- ②建築物の建築に関し罪を犯して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- ③破産者で復権を得ない者
- ④精神の機能の障害によりインテリアプランナーの業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ⑤登録者が、その業務に関し不誠実な行為をしたことを理由に、登録を抹消され、その抹消の日から起算して2年を経過しない者

4-2. 登録の有効期間

令和7年に更新の登録を受ける場合、登録の有効期間は令和12年9月30日までとなります。

4-3. 登録の抹消

- ・以下項目に該当する場合、登録が抹消されます。
 - ①登録の有効期間が満了する場合（更新の登録を受けた場合を除く）
 - ②「4-1. 登録の欠格事由」のいずれかに該当する場合
 - ③死亡または失踪宣告を受けた事実が判明した場合
 - ④虚偽または不正の事実により登録を受けたことが判明した場合
- ・以下項目に該当する場合、登録を抹消されることがあります。
 - ①登録簿の記載事項に変更が生じて、正当な理由がなく30日以内にその届出を怠った場合
 - ②登録者が業務に関して不誠実な行為を行った場合

4-4. 変更等の届出

以下項目に該当する場合、30日以内に当センターに届出を提出してください。

- ①登録申請書に記載した事項に変更が生じた場合
 - ・当センター「インテリアプランナー登録係」宛に届出を提出してください。（当センターホームページからオンライン申請することも可能です）
 - ・氏名に変更が生じた場合、戸籍抄本または謄本（抄本・謄本に代わる個人事項証明書または全部事項証明書でも可）を併せて提出してください。
 - ・既に登録事項に変更が生じている場合、受講申込時に変更後の内容を記載してください。（登録変更届は不要です）
- ②禁錮以上の刑に処せられた場合
- ③建築物の建築に関し罪を犯して罰金以上の刑に処せられた場合
- ④破産者で復権を得ない場合
- ⑤精神の機能の障害によりインテリアプランナーの業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができなかった場合（本人又はその法定代理人若しくは同居の親族による届出）
- ⑥死亡し、又は失踪宣告を受けた場合（戸籍法による、死亡又は失踪の届出義務者による届出）

公益財団法人 建築技術教育普及センター				
本部・支部名	〒	所在地		電話
本部	102-0094	東京都千代田区紀尾井町3-6	紀尾井町パークビル	050(3645)8824
北海道支部	060-0042	札幌市中央区大通西5-11	大五ビル	011(221)3150
東北支部	980-0824	仙台市青葉区支倉町2-48	宮城県建設産業会館	022(223)3245
関東支部	102-0094	東京都千代田区紀尾井町3-6	紀尾井町パークビル	03(6261)3318
東海北陸支部	460-0008	名古屋市中区栄4-3-26	昭和ビル	052(261)6816
近畿支部	540-6591	大阪市中央区大手前1-7-31	OMM	06(6942)2214
中国四国支部	730-0051	広島市中区大手町2-11-15	新大手町ビル	082(245)8055
九州支部	812-0013	福岡市博多区博多駅東2-8-10	TOFUKU3	092(471)6310
当センターホームページで、制度案内、Q&A等の情報を提供しています。 https://www.jaeic.or.jp/				